

香春町地域防災計画

【第4編 資料編】

資料編

目次

ページ(本文)

第1部 総則

1-1	香春町の気象	1(6)
1-2	土地利用の状況	2(6)
1-3	主な災害履歴	2(9)
1	香春町の災害履歴(水害)	2
2	香春町の主な災害履歴(地震災害)	3
3	香春町の主な災害履歴(火災)	3
1-4	福岡県の地震被害想定	4(13)
1-5	香春町ハザードマップ	9(13)

第2部 災害予防

2-1	重要水防箇所	11(32)
2-2	防災重点ため池	13(32)
2-3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	14(36)
1	土砂災害特別警戒区域等(土石流)	14
2	土砂災害特別警戒区域等(急傾斜地の崩壊)	15
2-4	災害応援協定一覧	17(67/129)
2-5	災害時における臨時ヘリポート	18(70/126)

第3部 災害応急対策

3-1	香春町防災会議条例	19(69/113)
3-2	香春町災害対策本部条例	21(69/113)
1	香春町災害対策本部条例	21
2	香春町災害対策本部規程	22
3-3	注意報及び警報の種類(地震情報)並びに発表の基準	26(145)
1.	気象警報等の基準	26
2.	特別警報・警報・注意報の種類と概要	27
3.	福岡県の予報区域細分図	29
4.	気象庁震度階級関連解説表	30
3-4	災害救助法による救助内容(救助の程度及び期間)	34(132)
3-5	被害認定の基準	37(147)
3-6	福岡県災害調査報告実施要綱	39(147)
3-7	福岡県災害救助法施行細則	44(147)
3-8	香春町消防団の設置に関する条例	49
3-9	香春町消防団の組織等に関する規則	50

3-10	指定緊急避難場所及び指定避難所	52(86/165)
1.	指定緊急避難場所	52
2.	指定避難所	52
3.	一時避難所	52
4.	福祉避難所	53
3-11	要配慮者利用施設一覧	54(165/197)
3-12	災害拠点病院等	55(176)
1.	災害拠点病院	55
2.	近隣火葬場	55
3.	遺体安置所(表)	55
3-13.	緊急輸送道路	56(92/187)

第4部 災害復旧・災害復興

4-1	災害弔慰金の支給等に関する条例	57(244)
4-2	香春町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	62(244)
4-3	香春町住民災害罹災者に対する見舞金支給条例	67(244)

ページ(本文)は、本編の参照ページを示す。

【様式一覧】

第3部 災害応急対策

様式－1	自衛隊災害派遣要請依頼書	69(124)
様式－2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	70(125)
様式－3	福岡県被害状況報告（様式1～4号）	71(149)
1.	様式第1号（災害概況即報）	71
2.	様式第2号の1～12（被害状況即報）	72
3.	様式第2号の13（土木被害状況即報）	86
4.	様式第2号の14～16（被害状況即報）	87
5.	様式第3号の1～16（被害状況確定報告）	90
6.	様式第3号の17（被害状況確定報告）	93
7.	様式第4号	94
様式－4	被害発生状況連絡票	95(149)
様式－5	人的被害報告	96(149)
様式－6	住家被害報告	97(149)
様式－7	その他被害報告	98(149)
様式－8	災害箇所一覧表	99(149)
様式－9	火災・災害等即報要領様式	100(149/169)
様式－10	緊急通行車両届出	107(189)
1.	緊急通行車両事前届出書	107
2.	確認申請書	108
3.	緊急車両以外の車両通行止め標示	109
4.	緊急車両通行標章	110
5.	緊急通行車両確認証明書	111

第4部 災害復旧・災害復興

様式－11	り災届出兼証明願	112(233)
様式－12	り災証明書	113(233)
■	災害時の連絡先	114

第1部 総則

1-1 香春町の気象

■本町の気象（平年値）

年	年降水量(mm)	日雨量(mm)	1時間雨量(mm)	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	平均風速(m/s)	日照時間(hr)
平成24年(2012)	1,851.5	139.5	50.0	15.3	20.1	11.3	2.0	1,647.2
平成25年(2013)	2,002.5	215.0	69.0	16.1	21.1	11.8	2.1	1,764.5
平成26年(2014)	1,933.0	133.0	66.5	15.6	20.7	11.3	2.0	1,753.1
平成27年(2015)	1,940.0	95.5	56.0	16.0	20.8	12.0	2.0	1,758.2
平成28年(2016)	2,520.0	151.5	51.0	16.7	21.6	12.7	1.9	1,748.3
平成29年(2017)	1,561.5	109.0	35.5	16.1	21.1	11.8	2.1	1,973.8
平成30年(2018)	1,794.0	338.0	53.0	16.2	21.3	11.9	2.0	2,010.9
令和元年(2019)	1,629.0	118.5	42.5	16.5	21.5	12.3	1.9	1,880.5
令和2年(2020)	2,059.0	142.0	37.5	16.5	21.4	12.3	2.0	1,991.4
令和3年(2021)	2,203.5	230.5	46.0	16.7	21.7	12.5	2.0	2,006.1
令和4年(2022)	1,257.0	76.5	36.0	16.6	21.7	12.3	2.0	2,088.8

資料：気象庁「気象統計情報」飯塚観測所（アメダス）

1-2 土地利用の状況

■土地利用変遷の状況（ha）

年度	行政区面積	農地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
令和3年	4,450	474	2,927	117	176	339	417
令和元年	4,450	478	2,927	117	175	339	414
平成28年	4,450	491	2,859	78	176	331	515

資料：各年福岡県土地利用動向調査（令和4年度）

1-3 主な災害履歴

■香春町の災害履歴（水害）

西暦	時代	年	月	日	災害区分	出来事
1930	昭和	5	7	16	風害	大暴風雨
1935	昭和	10	6	26	洪水	大雨洪水（梅雨前線）
1936	昭和	11	7	21	台風	暴風雨、台風
1941	昭和	16	6	25	洪水	大雨洪水（梅雨前線）
1941	昭和	16	9	28	台風	暴風雨、台風
1942	昭和	17	8	25	台風	暴風雨、台風
1945	昭和	20	9	15	台風	暴風雨、台風
1947	昭和	22	6	20	台風	暴風雨、台風
1948	昭和	23	12	14		突風（冬型の気圧配置）
1949	昭和	24	6	17	台風	デラ台風。
1949	昭和	24	8	14	台風	16日、17日ジュディー台風。
1949	昭和	24	9	21		突風（寒冷前線）
1950	昭和	25	9	11	台風	暴風雨、台風
1950	昭和	26	10	12	台風	暴風雨、台風
1953	昭和	28	6	4	洪水	大雨洪水（梅雨前線・台風）西日本大水害
1953	昭和	28	6	25	洪水	大雨洪水（梅雨前線）
1955	昭和	30	1	16		強風（冬型の気圧配置）
1955	昭和	30	9	27	台風	暴風雨、台風
1956	昭和	31	8	15	台風	暴風雨、台風
1956	昭和	31	9	6	台風	暴風雨、台風
1959	昭和	34	2	6		突風（低気圧）
1959	昭和	34	7	13	洪水	大雨洪水（梅雨前線）
1959	昭和	34	9	15	台風	暴風雨、台風
1962	昭和	38	1	1		大雪（冬型の気圧配置）
1962	昭和	38	6	29	洪水	大雨洪水（梅雨前線）
1972	昭和	47	7	3	洪水	大雨洪水（梅雨前線）
1973	昭和	48	7	30	洪水	大雨洪水（梅雨前線）
1979	昭和	54	6	26	洪水	6月26日朝から7月2日朝大雨、遠賀川流域の被害大
1991	平成	3	9	26	台風	暴風雨、台風
2009	平成	21	7	24	洪水	大雨洪水（梅雨前線）遠賀川流域大雨
2012	平成	24	7	11	洪水・土砂災害	7月11日～14日 平成24年7月九州北部豪雨
2017	平成	29	7	5	洪水・土砂災害	平成29年7月九州北部豪雨、大雨洪水（梅雨前線）
2018	平成	30	7	5	洪水	平成30年7月豪雨・台風第12号、大雨洪水（梅雨前線）
2020	令和	2	7	5	豪雨	令和2年7月豪雨

資料：福岡県地域防災計画資料編（令和3年9月）に加筆

■福岡県の主な地震履歴

西暦	時代	年	月	日	災害区分	被害の概要（福岡県内の状況）
679			12	-	筑紫	家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ
1706			11	26	筑後	回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す。
1848			1	10	筑後	柳川で家屋倒壊あり
1854	嘉永	7			南海地震	安政南海地震 震度5～6
1872	明治	5	2	8	浜田地震	浜田地震。(震源 島根県沖) 家屋倒壊多し。震度5～6 久留米で液状化による被害
1898	明治	31	8	10	(糸島半島)	糸島地震。地震(12日余震)により各地に被害多し。震度4 糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損 12日の地震 福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂 早良郡老岐、金部村で土蔵被害
1914	大正	3	1	12	桜島噴火	桜島大爆発。当地も弱震降灰空を掩う。
2005	平成	17	3	20	福岡県北西沖	福岡県北西沖地震 (M7.0) 最大震度6弱 死者1名 重傷者197名 軽傷者989名 住家被害 全壊143棟、半壊352棟一部損壊9,185棟
2005	平成	17	4	20	福岡県北西沖	福岡県北西沖地震 (M5.5) 最大震度5強 重傷者3名 軽傷者67名 住家被害 半壊1棟 一部損壊529棟
2016	平成	28	4	16	熊本	熊本地震 (M7.3) 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊1棟 一部損壊230棟

資料：福岡県地域防災計画資料編（令和3年9月）

■香春町の主な災害履歴（火災）

年次	火災件数					り災状況				損害額 (千円)
	総計	建物	林野	車両	その他	り災世帯	り災人員	死者	負傷者	
令和2年	4	2			2	2	3			824
令和3年	7	3		1	9	2	3			949

資料：令和3年消防年報（田川地区防本部）

1-4 福岡県の地震被害想定

1 福岡県の主な断層

福岡県では、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年度）」により、福岡県内における地震断層を設定し、地震発生時における震度分布を公表している。

香春町で最も影響があると想定される地震は、以下の状況である。

表 福岡県の主な想定地震断層

	断層	確実度	活動度	長さ	地域
1	小倉東断層	確実度 I	C～B	約17km	北九州市
2	西山断層	確実度 I	< C	約31km	飯塚市、宗像市
3	警固断層	確実度 I	C	20km以上	福岡市
4	水縄断層	確実度 I	B	約26km	久留米市
5	福智山断層	確実度 I	B～C	約20km	北九州市
6	宇美断層	確実度 I	C	約14km	福岡市～太宰府市

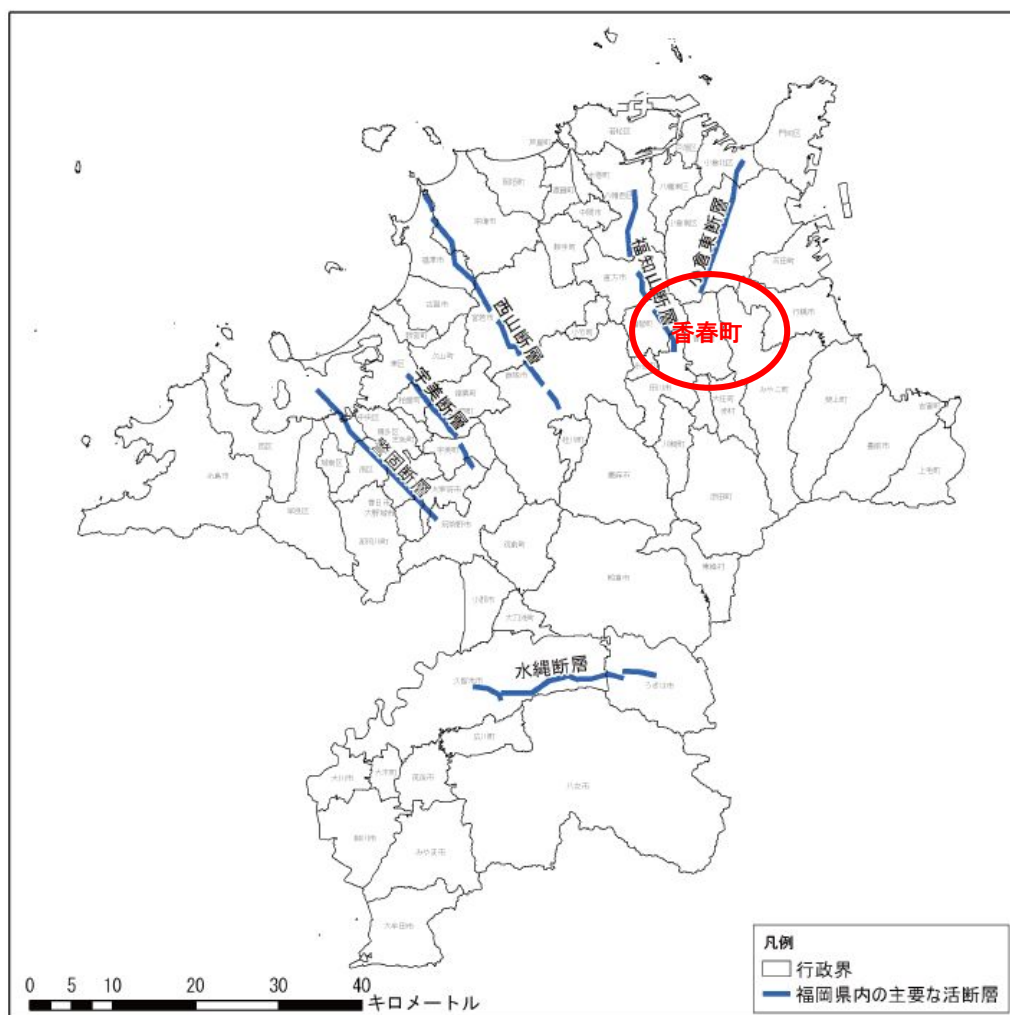


図 福岡県の主な活断層

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年度）

■地震被害想定(香春町の最大値)

想定地震	-		小倉東断層 (北東下部)	西山断層 (北西下部)	警固断層南 東部(中央 下部)	基盤一定
震度	-		6強	6強	6弱	6強
液状化 危険度	-		町南西部の一 部地域で高い	町南西部の一 部地域で高い	町域では液 状化は低い	町南西部の一 部地域で高い
建物被害	木造被害数(棟)	全壊	408	238	3	350
		半壊	386	307	11	370
	非木造被害数(棟)	大破	26	13	27	21
		中破	38	25	0	35
	木造被害率(%)	全壊	5.8	3.4	0.0	4.9
		半壊	5.4	4.3	0.2	5.2
	非木造被害率(%)	大破	1.3	0.7	0	1.1
		中破	1.9	1.3	0	1.8
地震火災 被害	出火件数		2	1	0	2
	焼失棟数		0	0	0	0
人的被害	死者数		26	15	0	22
	負傷者数		765	551	59	696
	要救出現場数		174	100	2	148
	要救出者数		102	59	1	87
	要後方医療搬送者数		77	55	6	70
	避難者数		595	344	8	509
	食料供給対象人口		6,901	5,480	203	7,510
	給水対象世帯		3,115	2,474	92	3,390
	生活物資供給対象人口		595	344	8	509
ライフ ライン被害	上水道管被害箇所数		34	27	1	37
	下水道管被害箇所数		0	0	0	0
	都市ガス管被害箇所数		0	0	0	0
	電力(電柱)被害本数		1	1	0	2
	電話(電話柱)被害本数		1	1	0	1
道路被害	国道201号被害箇所数(全区間)		4	7	4	6
	国道322号被害箇所数(全区間)		6	8	6	9
	八女香原線被害箇所数(全区間)		2	4	4	6
	神田採銅所線(全区間)		1	1	0	1
鉄道被害	日田彦山線被害箇所数(全区間)		17	18	6	26
	平成筑豊鉄道被害箇所数(全区間)		16	14	6	23
重要施設 被害	災害対策本部制約施設数		0	0	0	1
	警察・消防活動拠点制約施設数		0	0	0	0
	避難活動拠点制約施設数		9	7	0	11
	医療活動拠点制約施設数		8	7	0	9
生活支障	住居制約世帯数		4,224	3,365	126	4,559
	食料・飲料水制約世帯数		1,826	1,826	122	4,505
	電気制約世帯数		0	0	0	883
	情報通信制約世帯数		88	88	0	88

資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書(平成24年3月)

2 小倉東断層（北東下部）

香春町における想定地震（最大震度のケース：小倉東断層 北東下部）の震度分布を示す。

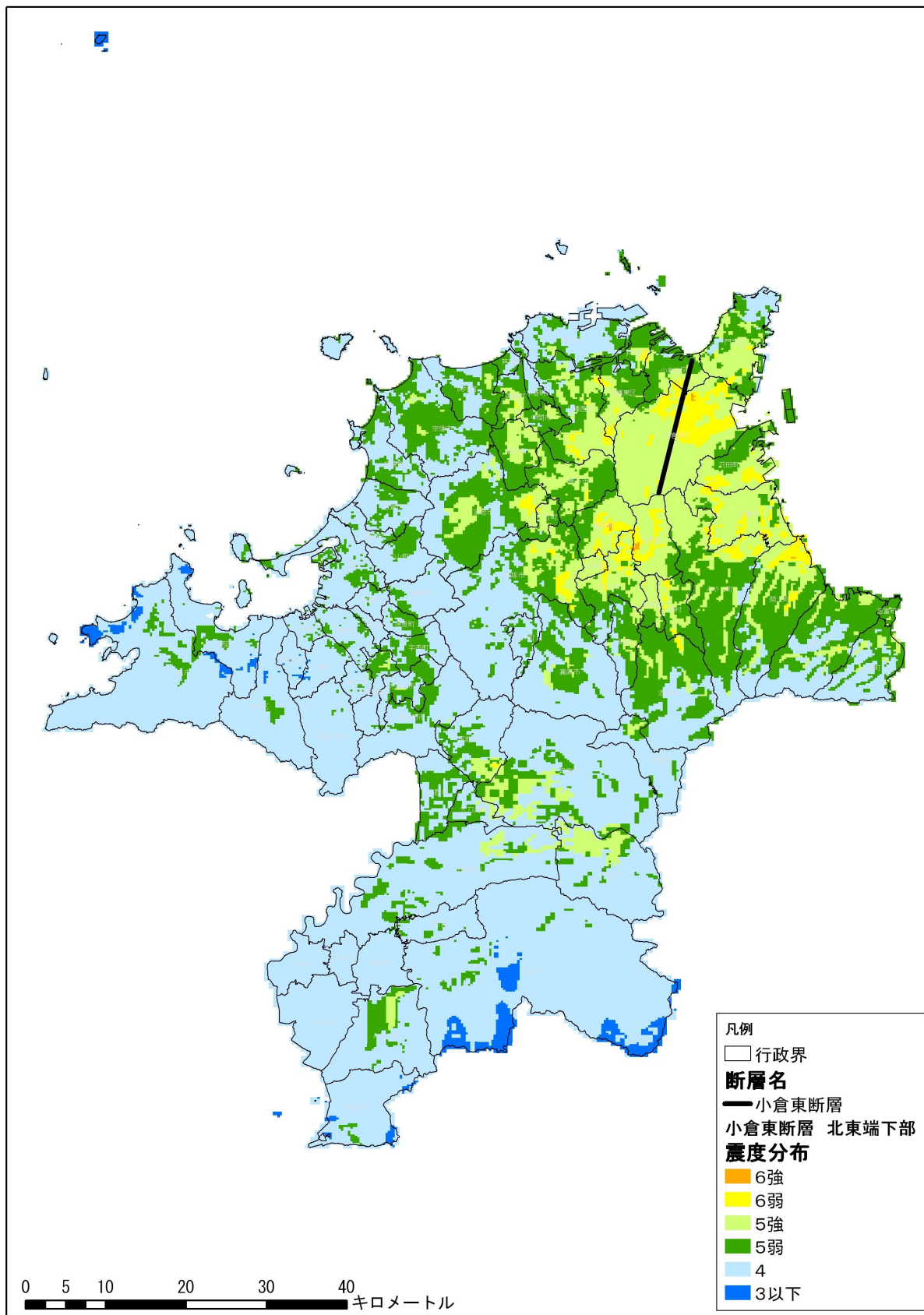


図 想定震度分布図（小倉東断層 北東下部）

【震度分布：西山断層 北西下部】

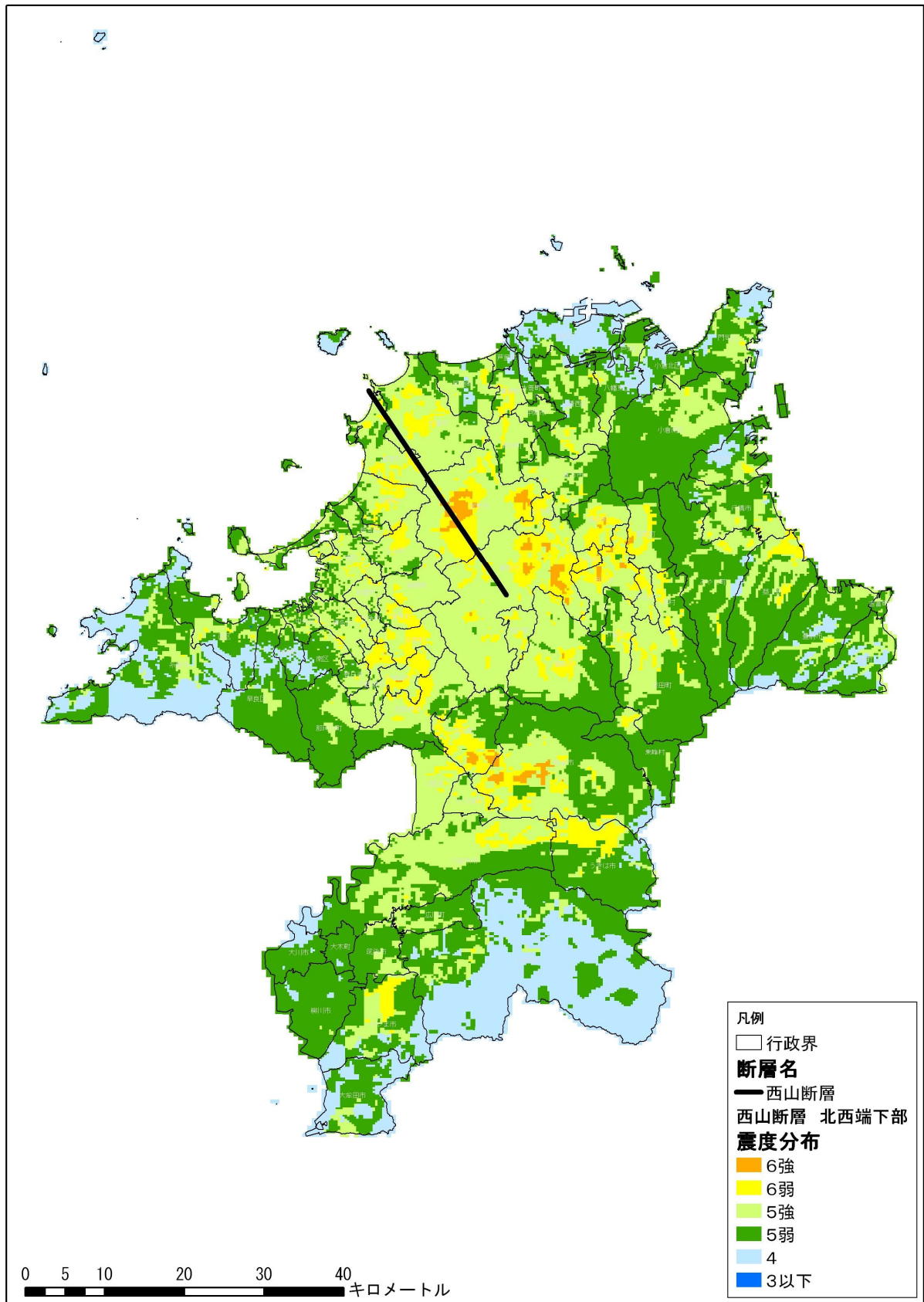


図 想定震度分布図（西山断層 北西下部）

【震度分布：基盤一定 M6.9】

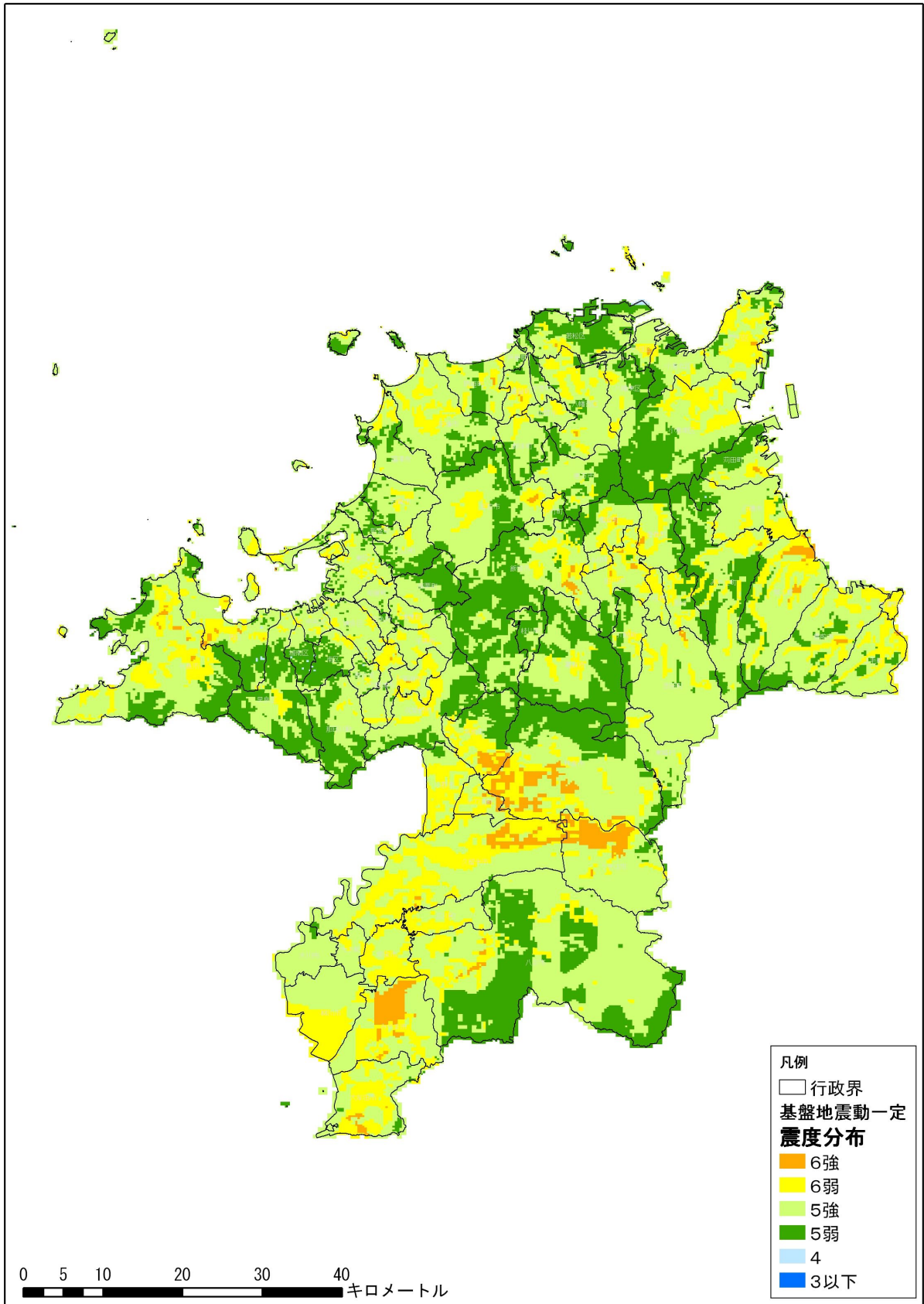
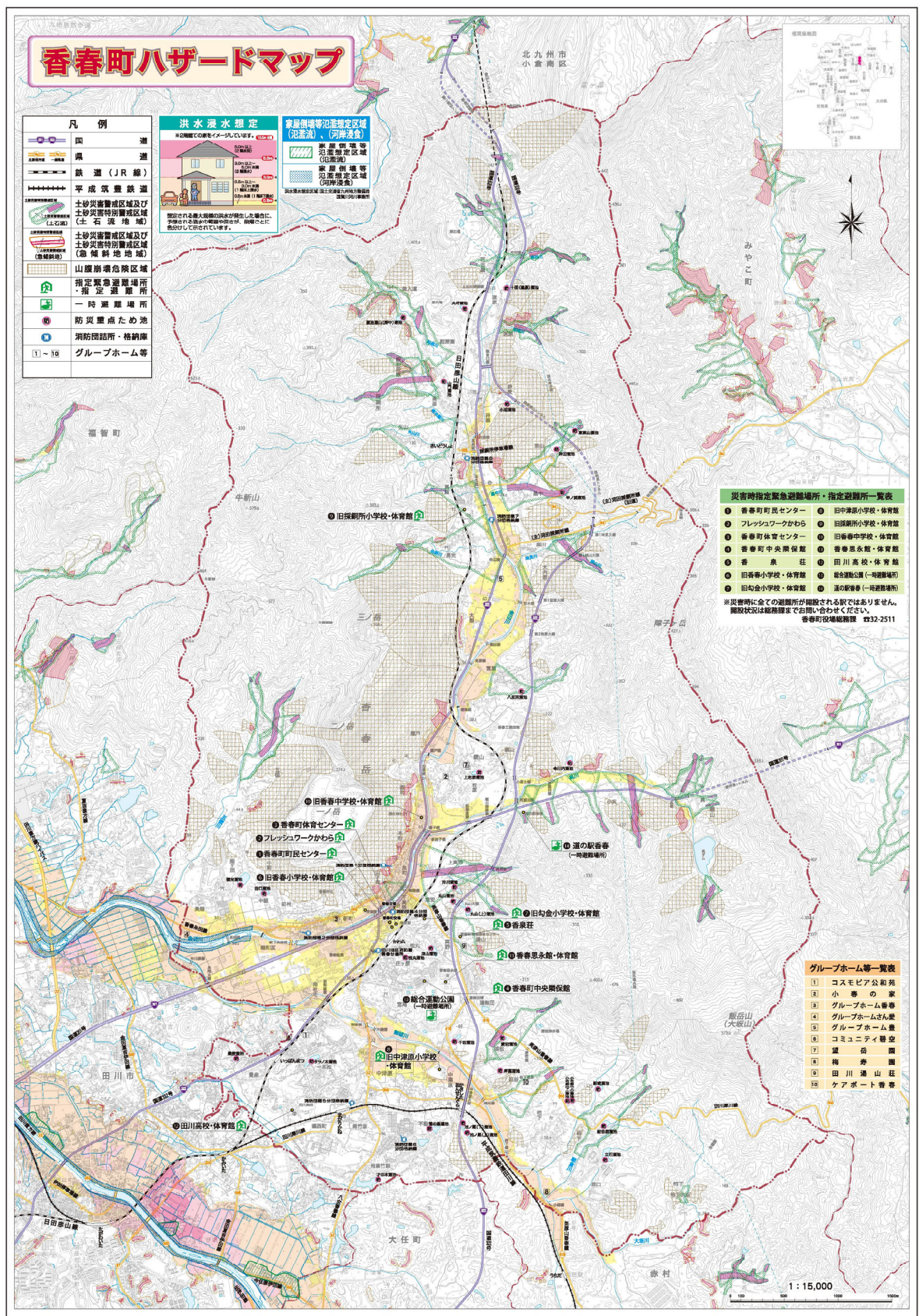


図 想定震度分布図（小倉東断層 北東下部）

1-5 香春町ハザードマップ



資料：香春町ハザードマップ（令和4年3月）

第2部 災害予防

2-1 重要水防区域

町内の重要水防区域は次のとおりである。

1 重要水防区域（河川）

重要水防区域B（堤防）

重要水防区域（堤防）						
河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長	備考	水防工法
遠賀川水系金辺川	香春町香春地先	左	3/400～3/800	400m	堤体漏水B 基礎地盤漏水B	シート張り ・釜段工

2 災害危険河川区域（県知事管理区間）

番号	区分	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置
12	一級	遠賀川	御祓川	右	9	香春町 中津原（糸飛橋より下流）
13	一級	遠賀川	御祓川	左	204	香春町 柿下（糸水森橋より上流）
14	一級	遠賀川	御祓川	右	71	香春町 柿下（糸水森橋より上流）
15	一級	遠賀川	御祓川	右	205	香春町 柿下（堀田井堰より下流）
16	一級	遠賀川	御祓川	右	70	香春町 柿下（堀田井堰より下流）
17	一級	遠賀川	金辺川	右	2	香春町 柿下（堀田井堰より下流）
374	一級	遠賀川	金辺川	—	24	香春町 採銅所（無名橋上流）
375	一級	遠賀川	金辺川	右	0.01	香春町 香春（中河原橋より下流）
376	一級	遠賀川	金辺川	右	98	香春町 香春（新下香春橋より下流）
377	一級	遠賀川	金辺川	右	340	香春町 香春（下香春橋より上流）
378	一級	遠賀川	金辺川	左	75	香春町 香春（下香春橋より上流）
379	一級	遠賀川	金辺川	右	0.02	香春町 香春（南田井堰より上流）
380	一級	遠賀川	金辺川	右	156	香春町 香春（清瀬橋より下流）
381	一級	遠賀川	金辺川	左	146	香春町 鏡山（唐子橋より上流）
382	一級	遠賀川	金辺川	右	88	香春町 鏡山（日田彦山線橋梁より下流）
383	一級	遠賀川	金辺川	左	4	香春町 採銅所（日田彦山線橋梁より上流）
384	一級	遠賀川	金辺川	左	13	香春町 採銅所（日田彦山線橋梁より上流）
385	一級	遠賀川	御祓川	左	10	香春町 中津原（山渡橋より下流）
386	一級	遠賀川	御祓川	左	280	香春町 香春（中川原橋より下流）
387	一級	遠賀川	御祓川	左	159	香春町 中津原（新御祓橋より下流）
388	一級	遠賀川	御祓川	右	119	香春町 中津原（新御祓橋より下流）
389	一級	遠賀川	御祓川	右	174	香春町 中津原（山渡橋より上流）
390	一級	遠賀川	御祓川	右	18	香春町 香春（鞆元井堰橋より上流）
391	一級	遠賀川	御祓川	右	45	香春町 柿下（鞆元井堰橋より上流）
392	一級	遠賀川	御祓川	右	20	香春町 柿下（鞆元井堰橋より上流）
393	一級	遠賀川	御祓川	右	30	香春町 柿下（鞆元橋より下流）
394	一級	遠賀川	御祓川	右	25	香春町 柿下（柿下橋より上流）
395	一級	遠賀川	御祓川	右	15	香春町 柿下（柿下橋より上流）
396	一級	遠賀川	御祓川	右	10	香春町 柿下（柿下橋より上流）

資料編
第2部 災害予防

番号	区分	水系名	河川名	左右岸別	延長 (m)	位 置
397	一級	遠賀川	御祓川	右	30	香春町 柿下（堀田井堰橋より下流）
398	一級	遠賀川	呉川	左	15	香春町 高野（朝倉橋より下流）

資料：令和4年福岡県地域防災計画資料編

2-2 防災重点ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

番号	名称
2972	才の木溜池
2973	谷口溜池
2974	福光溜池
2975	鷺の巣溜池
2976	皿山溜池
2977	千坊溜池
2978	池ノ尾（上）溜池
2979	池ノ尾（下）溜池
2980	小迫溜池
2981	大坪溜池
2982	山門溜池
2983	東東山溜池
2984	八反田溜池
2985	寺川内溜池
2986	上岩原溜池
2987	井川溜池
2988	丸山（上）溜池
2989	松丸溜池
2990	愛宕溜池
2991	岸高溜池
2992	新堤溜池
2993	小市郎（下）溜池
2994	小市郎（上）溜池
2995	タラノ木溜池
2996	豊産溜池
2997	十田（道原）溜池
2998	丸山溜池
2999	神田溜池

資料：福岡県地域防災計画 資料編（令和4年）

2-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和5年3月現在)

告示 年月日	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計		告示 番号
		うち土砂災害 特別警戒区域		うち土砂災害 特別警戒区域		うち土砂災害 特別警戒区域		うち土砂災害 特別警戒区域	
H24. 2. 24	56	51	38	37	0	0	94	88	366、267
H28. 3. 29			1	1			1	1	298、299
R3. 2. 19			1	1			1	1	138、139
R5. 1. 27	-3	-3	-2	-2			-5	-5	53、54
R5. 1. 27	3	3	2	2			5	5	55、56
計	56	51	40	39	0	0	96	90	

資料：福岡県土砂災害警戒区域等の指定状況

1 土砂災害警戒区域等（土石流）

(令和5年3月現在)

	種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒 区域	特別警 戒区域	告示 年月日	告示番号 110-レット*
1	土石流	601-D-001	住野川	採銅所字長光	○	—	H24. 2. 24	266
2	土石流	601-D-002	長光川	採銅所字長光	○	○	H24. 2. 24	266/267
3	土石流	601-D-003	高巢川	採銅所字町	○	○	H24. 2. 24	266/267
4	土石流	601-D-004	矢山川	採銅所字矢山	○	—	H24. 2. 24	266
5	土石流	601-D-005	鍛冶屋敷川 1	採銅所字鍛冶屋敷	○	○	H24. 2. 24	266/267
6	土石流	601-D-006	鍛冶屋敷川 2	採銅所字鍛冶屋敷	○	○	H24. 2. 24	266/267
7	土石流	601-D-007	鮎返川 1	採銅所字後入道	○	○	H24. 2. 24	266/267
8	土石流	601-D-008	鮎返川 2	採銅所字後入道	○	○	H24. 2. 24	266/267
9	土石流	601-D-009	鮎返川 3	採銅所字鮎返	○	○	H24. 2. 24	266/267
10	土石流	601-D-010	花古屋川	採銅所字花古屋	○	○	H24. 2. 24	266/267
11	土石流	601-D-011	才ヶ坂川-2	採銅所字谷口	○	○	H24. 2. 24	266/267
12	土石流	601-D-012	才ヶ坂川-1	採銅所字谷口	○	○	H24. 2. 24	266/267
13	土石流	601-D-013	谷口川 2	採銅所字岩本	○	○	H24. 2. 24	266/267
14	土石流	601-D-014	谷口川 1	採銅所字峠	○	○	H24. 2. 24	266/267
15	土石流	601-D-015	柳谷川-4	採銅所字仲村	○	○	H24. 2. 24	266/267
16	土石流	601-D-016	柳谷川-3	採銅所字仲村	○	○	H24. 2. 24	266/267
17	土石流	601-D-017	柳谷川-2	採銅所字仲村	○	○	H24. 2. 24	266/267
18	土石流	601-D-018	柳谷川-1	採銅所字仲村	○	○	H24. 2. 24	266/267
19	土石流	601-D-019	道越川-3	採銅所字道越	○	○	H24. 2. 24	266/267
20	土石流	601-D-020	道越川-2	採銅所字道越	○	○	H24. 2. 24	266/267
21	土石流	601-D-021	道越川-1	採銅所字道越	○	○	H24. 2. 24	266/267
22	土石流	601-D-022	東山川-3	採銅所字東山	○	○	H24. 2. 24	266/267
23	土石流	601-D-023	東山川-2	採銅所字東山	○	○	H24. 2. 24	266/267
24	土石流	601-D-024	東山川-1	採銅所字東山	○	○	H24. 2. 24	266/267
25	土石流	601-D-025	黒中川	採銅所字黒中	○	○	H24. 2. 24	266/267
26	土石流	601-D-026	城山川 1	採銅所字須川	○	—	H24. 2. 24	266
27	土石流	601-D-027	城山川 2	採銅所字須川	○	○	H24. 2. 24	266/267
28	土石流	601-D-028	大内原川	採銅所字大内原	○	○	H24. 2. 24	266/267
29	土石流	601-D-030	鏡山川 2-3	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
30	土石流	601-D-031	鏡山川 2-2	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
31	土石流	601-D-032	鏡山川 2-1	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
32	土石流	601-D-033	鏡山川 1	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267

	種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-レツ*
33	土石流	601-D-034	呉川 1	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
34	土石流	601-D-035	呉川 2	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
35	土石流	601-D-036	呉川 3-2	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
36	土石流	601-D-037	呉川 3-1	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
37	土石流	601-D-038	小呉川 1	鏡山字小呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
38	土石流	601-D-039	小呉川 2	鏡山字鏡山	○	○	H24. 2. 24	266/267
39	土石流	601-D-040	鏡山口川 1	鏡山字鏡山	○	○	H24. 2. 24	266/267
40	土石流	601-D-041	鏡山口川 2	鏡山字鏡山	○	○	H24. 2. 24	266/267
41	土石流	601-D-044	常安川	高野字下高野	○	—	H24. 2. 24	266
42	土石流	601-D-045	浦松川-1	中津原字浦松	○	○	H24. 2. 24	266/267
43	土石流	601-D-046	浦松川-2	中津原字浦松	○	○	H24. 2. 24	266/267
44	土石流	601-D-047	浦松川-3	中津原字浦松	○	○	H24. 2. 24	266/267
45	土石流	601-D-048	鞆元川	柿下字柿下	○	○	H24. 2. 24	266/267
46	土石流	601-D-049	朝倉川-2	柿下	○	○	H24. 2. 24	266/267
47	土石流	601-D-050	朝倉川-1	柿下、鏡山	○	○	H24. 2. 24	266/267
48	土石流	601-D-051	大坂川	柿下	○	—	H24. 2. 24	266
49	土石流	601-D-052	魚町川	香春字魚町	○	○	H24. 2. 24	266/267
50	土石流	601-D-053	五徳川 3	香春字五徳	○	○	H24. 2. 24	266/267
51	土石流	601-D-054	五徳川 2	香春字五徳	○	○	H24. 2. 24	266/267
52	土石流	601-D-055	五徳川 1-1	香春字五徳	○	○	H24. 2. 24	266/267
53	土石流	601-D-056	五徳川 1-2	香春字五徳	○	○	H24. 2. 24	266/267
54	土石流	601-D-057	宮原川	採銅所	○	○	R5. 1. 27	55/56
55	土石流	601-D-058	高野川-1	高野字高野	○	○	R5. 1. 27	55/56
56	土石流	601-D-059	高野川-2	高野字高野	○	○	R5. 1. 27	55/56

2 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

（令和5年3月現在）

	種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-レツ*
1	急傾斜地	601-K-001	大熊-1	採銅所字大熊	○	○	H24. 2. 24	266/267
2	急傾斜地	601-K-002	大熊-2	採銅所字大熊	○	—	H24. 2. 24	266/267
3	急傾斜地	601-K-003	長光 1	採銅所字長光	○	○	H24. 2. 24	266/267
4	急傾斜地	601-K-004	長光 2	採銅所字長光	○	○	H24. 2. 24	266/267
5	急傾斜地	601-K-005	矢山 1	採銅所字矢山	○	○	H24. 2. 24	266/267
6	急傾斜地	601-K-006	現人 1	採銅所字現人	○	○	H24. 2. 24	266/267
7	急傾斜地	601-K-007	鍛冶屋敷	採銅所字鍛冶屋敷	○	○	H24. 2. 24	266/267
8	急傾斜地	601-K-008	鮎返	採銅所字鮎返	○	○	H24. 2. 24	266/267
9	急傾斜地	601-K-009	後入道 1	採銅所字後入道	○	○	H24. 2. 24	266/267
10	急傾斜地	601-K-010	後入道 2	採銅所字後入道	○	○	H24. 2. 24	266/267
11	急傾斜地	601-K-011	後入道 3	採銅所字後入道	○	○	H24. 2. 24	266/267
12	急傾斜地	601-K-012	仲村	採銅所字仲村	○	○	H24. 2. 24	266/267
13	急傾斜地	601-K-013	道越 1-1	採銅所字道越	○	○	H24. 2. 24	266/267
14	急傾斜地	601-K-014	道越 1-2	採銅所字道越	○	○	H24. 2. 24	266/267
15	急傾斜地	601-K-015	鈴麦 1-1	採銅所字鈴麦	○	○	H24. 2. 24	266/267
16	急傾斜地	601-K-017	井堀	採銅所字井堀	○	○	H24. 2. 24	266/267
17	急傾斜地	601-K-018	東山	採銅所字東山	○	○	H24. 2. 24	266/267
18	急傾斜地	601-K-019	瀬戸 1	採銅所、香春、鏡山	○	○	H24. 2. 24	266/267
19	急傾斜地	601-K-021	鏡山 1	鏡山字鏡山	○	○	H24. 2. 24	266/267

	種類	区域番号	区域名称	所在地	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	告示番号 イロ-レツ*
20	急傾斜地	601-K-022	鏡山 2	鏡山字鏡山	○	○	H24. 2. 24	266/267
21	急傾斜地	601-K-023	呉	鏡山字呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
22	急傾斜地	601-K-024	小呉 2	鏡山字小呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
23	急傾斜地	601-K-025	小呉 1	鏡山字小呉	○	○	H24. 2. 24	266/267
24	急傾斜地	601-K-026	下高野 1	高野字下高野	○	○	H24. 2. 24	266/267
25	急傾斜地	601-K-027	五徳 2	香春字五徳	○	○	H24. 2. 24	266/267
26	急傾斜地	601-K-028	五徳-1	香春字五徳	○	○	H24. 2. 24	266/267
27	急傾斜地	601-K-029	五徳-2	香春字五徳	○	○	H24. 2. 24	266/267
28	急傾斜地	601-K-030	山下-1	香春字山下	○	○	H24. 2. 24	266/267
29	急傾斜地	601-K-031	山下-2	香春字山下	○	○	H24. 2. 24	266/267
30	急傾斜地	601-K-032	山下-3	香春字山下	○	○	H24. 2. 24	266/267
31	急傾斜地	601-K-033	山下-4	香春字山下	○	○	H24. 2. 24	266/267
32	急傾斜地	601-K-034	山下-5	香春字山下	○	○	H24. 2. 24	266/267
33	急傾斜地	601-K-035	本町-1	香春字本町	○	○	H24. 2. 24	266/267
34	急傾斜地	601-K-036	本町-2	香春字本町	○	○	H24. 2. 24	266/267
35	急傾斜地	601-K-037	殿町 3	香春字殿町	○	○	H24. 2. 24	266/267
36	急傾斜地	601-K-038	殿町	香春字殿町	○	○	H24. 2. 24	266/267
37	急傾斜地	601-K-039	下高野	高野	○	○	H28. 3. 29	298/299
38	急傾斜地	601-K-040	採銅所五	採銅所	○	○	R3. 2. 19	138/139
39	急傾斜地	601-K-016	鈴麦 1-2	採銅所	○	○	R5. 1. 27	55/56
40	急傾斜地	601-K-020	瀬戸 2	採銅所、香春、鏡山	○	○	R5. 1. 27	55/56

2-4 災害応援協定一覧

(令和5年3月現在)

番号	締結先	内容	締結年月日	備考
1	国土交通省遠賀川河川事務所	水防活動協力	平成25年7月11日	
2	一般社団法人田川医師会	大規模災害発生時の医療救護活動	平成26年4月1日	
3	福岡県	協議		
4	福岡県立田川高校	避難所施設利用協定	平成26年6月16日	
5	社会福祉法人香和会（梅寿園）	災害時相互援助覚書	平成26年10月22日	
6	（株）コスモピア公和苑	災害時相互援助覚書	平成26年10月24日	
7	（有）豊	災害時相互援助覚書	平成26年10月24日	
8	全日本同和会田川地区協議会	災害時相互援助覚書	平成27年4月15日	
9	社会福祉法人嘉穂郡社会福祉協会	災害時相互援助覚書	平成27年5月27日	
10	西日本電信電話（株）	特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書	平成28年11月1日	
11	九州朝日（株）	防災パートナーシップに関する協定	平成31年3月28日	
12	九州電力（株）田川配電事業所	香春町災害復旧に関する申合せ書	令和元年6月13日	
13	ヤフー（株）	災害に係る情報発信等に関する協定	令和3年2月9日	

2-5 災害時における臨時ヘリポート

(令和5年3月現在)

臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考(広さ m ²)
旧採銅所小学校グラウンド	香春町大字採銅所 6095	採銅所小学校	7,223
旧香春小学校グラウンド	香春町大字香春 751	香春小学校	9,367
旧勾金小学校グラウンド	香春町大字高野 758	勾金小学校	5,560
旧中津原小学校グラウンド	香春町大字中津原 812	中津原小学校	7,800
旧香春中学校グラウンド	香春町大字香春 152	香春中学校	8,555
旧勾金中学校グラウンド	香春町大字高野 1431	勾金中学校	10,180
香春町総合運動公園	香春町大字高野 1390	教育委員会	14,304
香春思永館(義務教育学校) グラウンド	香春町大字高野 1431	教育委員会	14,200

第3部 災害応急対策

3-1 香春町防災会議条例

昭和41年12月1日 条例第26号
改正 平成28年3月19日

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、香春町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香春町地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条に規定する水防計画の調査審議に関する事務
- (3) 香春町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 消防団長
 - (5) 教育長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 自主防災組織を構成するもの又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第2号、第3号、第6号及び第7号の委員の定数は、それぞれ1名とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のあるものうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年12月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(香春町水防協議会条例の廃止)

2 香春町水防協議会条例(昭和62年香春町条例第24号)は、廃止する。

附 則(平成26年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

香春町防災会議委員名簿

(令和5年3月現在)

区分	機 関 等 名	職 名	所在地	電話番号
会長	香春町	町長	香春町大字高野 994	0947-32-2511
第1号 委員	香春町	副町長	香春町大字高野 994	0947-32-2511
第2号 委員	福岡県総務部防災危機管理局 消防防災指導課	課長	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3123
第3号 委員	田川警察署	署長	田川市平松町 3-36	0947-22-0110
第4号 委員	香春町消防団	団長	-	-
第5号 委員	香春町教育委員会	教育長	香春町大字高野 987-1	0947-32-8410
第6号 委員	平成筑豊鉄道株式会社	代表	福智町金田 1145-2	0947-22-1000
第7号 委員	自主防災組織 鏡山区	区長	-	-

3-2 香春町災害対策本部条例

1. 香春町災害対策本部条例

昭和48年7月28日 条例第34号
改正 平成26年3月19日

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、香春町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月25日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 香春町災害対策本部規程

昭和48年7月28日 規程第1号
改正 平成4年4月1日

(目的)

第1条 この規定は、香春町災害対策本部条例(昭和48年条例第34号)の規定に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の位置)

第2条 本部は、総務課内におく。

(副本部長及び本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長をもつて充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、消防団長、各課長(会計管理者及び議会事務局長を含む。)、及び教育長をもつて充てる。

(本部会議の設置)

第4条 本部に、災害に関する応急対策について協議するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもつて構成する。

3 本部会議は必要のつど本部長が招集する。

(本部の組織)

第5条 本部に総務、救助、調査技術及び教育の部門別に別表第1に掲げる部を置く。

2 部長は、別表第1により本部長が指名するものをもつて充てる。

3 部のうち総務部、消防部、民生部、建設部及び教育部については、別表第1により本部長が指名する副部長を置く。

4 部に班を置き、部の事務を分掌する。

5 班に班長及び班員を置き、班長は別表第2により定める係長を充て、班員は別に定める職員をもつて充てる。

6 班長は、部長の命を受けて班の事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

(本部の組織)

第6条 部及び班の分掌事務は、別表第3に定めるところによる。

2 本部長が必要があると認めるときは、前項に定めた部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。

(配備)

第7条 本部長は、次に定める配備により本部を設置したとき、又は本部設置後において配備の規模を変更する必要があるときは、その規模を指定する。

2 本部長が必要があると認めるときは、前項に定めた部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。

(1) 第1 配備

気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生までに多少時間的に余裕のあるときの配備体制

(2) 第2 配備(警戒体制)

比較的軽微な規模の災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となつた場合の配備体制

(3) 第3 配備(救助体制)

相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大するおそれのあるときの配備体制(災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用した事態にある場合を含む。)

(4) 第4 配備(非常体制)

町内全域にわたる災害が発生し、若しくは局地的な災害であつても被害が特に甚大なとき、又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき

の配備体制

第8条 部長は、配備規模に応じて別表第4に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。

2 配備要員は、常に所在を明らかにし、通信報道機関等により災害の発生を知つたときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。

3 部長は、配備要員名簿(様式第1号)を毎年4月1日に作成しておかなければならない。

4 部長は、本部長から配備の規模について指示を受け、配備要員を配備したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

5 各部の班長は、班に配備要員従事記録(様式第2号)を備え、配備要員の実働状況を記録しなければならない。

(災害状況等の記録)

第9条 災害の状況及びこれに対しとられた措置の概要等については、直ちに口頭又は本部長の指示する様式に従い本部長に報告しなければならない。

(目的別班の設置)

第10条 本部長は複数の部、班又は職員で構成する別表第5に掲げる目的別班を置くことができる。

2 第5条から第9条までの規程は前項に規定する目的別班について準用する。

(その他の事項)

第11条 この規程に定める事務を処理するにあつては、原則として他のすべての事務に優先して、迅速かつ的確に処理するとともに関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第12条 災害救助法、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところによりその事務を処理しなければならない。

第13条 この規程に定める以外の本部に関する活動事項については、香春町地域防災計画の定めるところによる。

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

(災害警戒本部)

第15条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて香春町災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置することができる。

2 警戒本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡を図るものとする。

3 警戒本部に本部長(以下「警戒本部長」という。)を置き、警戒本部長に総務課長をもつて充てる。

4 警戒本部に別表第6に掲げる班を置き、班長には同表に掲げる者を充て、班員には班長の所属する課の職員をもつて充てる。

5 前項に定める各班のほか、災害発生初期の情報収集及び応急対策のため、警戒本部設置後の一定期間、警戒本部に緊急初動班を置き、班長及び班員には総務課長が指名する職員をもつて充てる。

6 警戒本部長は、前2項に定める班のほか、必要があると認めるときは、警戒本部に臨時の班を置くことができる。

7 班長は、警戒本部長の命をうけて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命をうけて事務に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年11月14日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月9日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月26日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規程第5号)

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成18年4月20日規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第3号)

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則(平成25年9月9日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規程第5号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日規程第4号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

なお、別表第1(第5条関係)から様式第1号(第8条関係)は、香春町災害対策本部条例を参照する。

3-3 注意報及び警報の種類（地震情報）並びに発表の基準

1. 気象警報等の基準

発表官署 福岡管区気象台（令和5年6月8日現在）

香春町	府県予報区	福岡県			
	一次細分区域	筑豊地方			
	市町村等をまとめた地域				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	164	
	洪水	流域雨量指数基準	金辺川流域=12.8、呉川流域=5.9、御祓川流域=10.5		
		複合基準 ^{*1}	金辺川流域=(12, 11.7)		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15		
		土壌雨量指数基準	109		
	洪水	流域雨量指数基準	金辺川流域=10.2、呉川流域=4.7、御祓川流域=8.4		
		複合基準 ^{*1}	金辺川流域=(12, 8.2)		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	強風	平均風速	12m/s		
	強風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm	
			山地	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%				
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上				
低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温-4℃以下、内陸部で最低気温-7℃以下				
霜	11月20日までの早霜 3月15日以降の晩霜 最低気温 3℃以下				
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

^{*1}（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。

2. 特別警報・警報・注意報の種類

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生

種類	概要	
	するおそれがあると予想されたときに発表される。	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	注意報	着雪注意報
融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報		低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

3. 福岡県の予報区域細分図【筑豊地方】



4. 気象庁震度階級解説関連表

(令和4年3月)

1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ¹ や液状化 ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊 ³ が発生することがある。
7		

注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6) 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3-4 災害救助法による救助内容

救助の程度及び期間、実施弁償の基準

(令和2年7月14日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能			
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定 2 限度額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内			
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。			
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
	全壊	夏 18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	全焼	冬 31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	流失						

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考		
		半壊 半焼 床上浸水	夏 冬	8,300 13,000	12,400 18,400	15,100 21,900	19,000 27,600	2,600 3,600
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の当該地域の慣行料金の100分の80の以内の額		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たりの限度額 ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯300,000円以内		災害発生の日から1ヵ月以内				
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊、（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により、使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円		災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内		災害発生の日から10日以内		発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。		
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から10日以内		1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。		
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする	(洗浄・消毒等) 1 体当たり3,500円以内（一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,400円以内（検案） 救護班以外は慣行料金		災害発生の日から10日以内		1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。		

資料編
第3部 災害応急対策

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,800円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術、建築技術者 15,500円以内 大工 26,300円以内 左官 27,000円以内 とび職 24,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

3-5 被害認定の基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。	
	全壊、全焼 又は流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。	
	半壊又は半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が量を超えた程度のものをいう。又は、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	一部破損	損壊の程度が全半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が割れた程度ものを除く。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの。	
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道(道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。	
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川(河川法の適用若しくは準用される河川)の堤防あるいはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
世帯数	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。	
火災発生	被災者	被災世帯の構成員をいう。	
	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。	
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。	
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。	
その他	建物及び危険物以外のもの。		

その他用語の解説

用語	概 要
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、家畜、畜舎等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3-6 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年5月21日
改正 平成6年4月1日
平成10年4月1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。

2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

1 災害救助法の適用基準に合致するもの。

2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。

5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

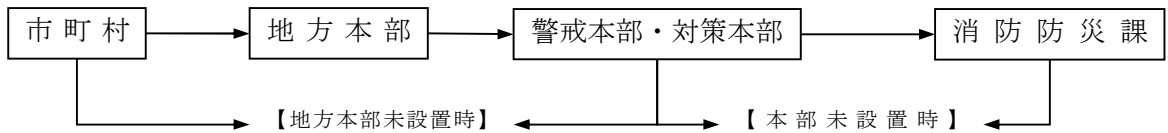
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

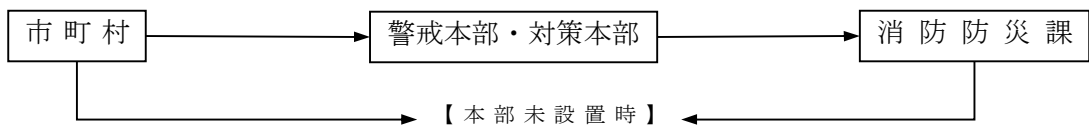
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式1号・様式2号の1)



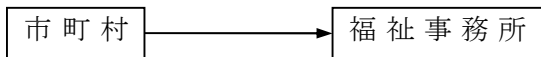
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)

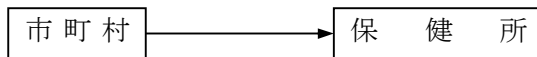


(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)

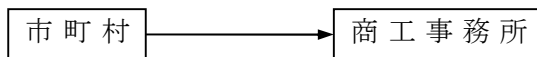


(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の3、様式第3号の1)



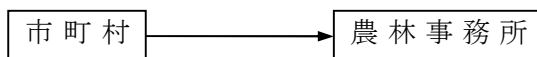
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



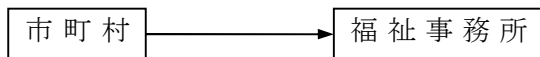
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



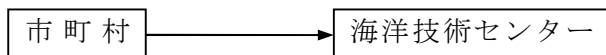
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10、)



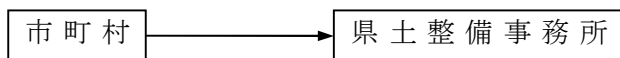
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12、)



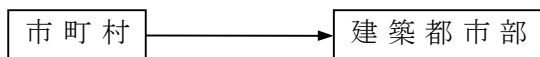
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)



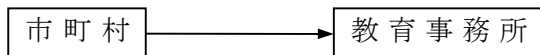
(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)



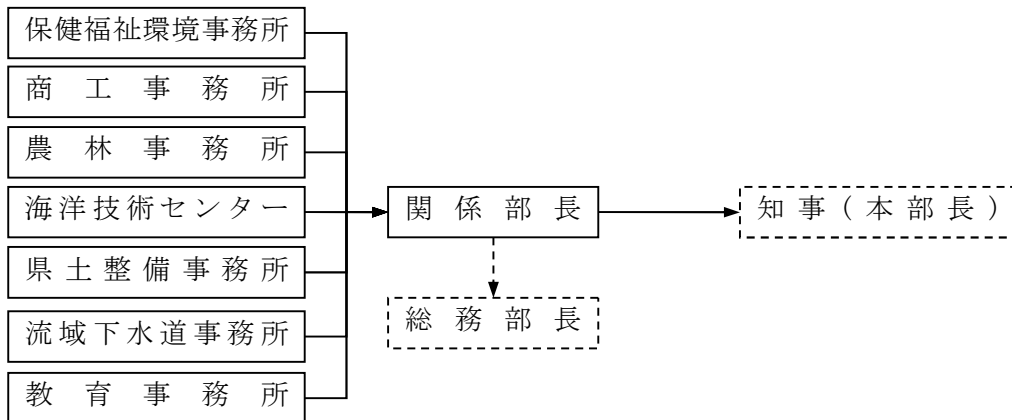
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事(又は災害対策本部長)に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長(消防防災課)に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

3-7 福岡県災害救助法施行細則

昭和40年福岡県規則第44号

福岡県災害救助法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則（昭和35年福岡県規則第120号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（平13規則33）

（救助実施区域の告示）

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

（平13規則33・一部改正）

（市町村長の緊急処置）

第4条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

（平13規則33・平26規則1・一部改正）

（救助の組織）

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもって充てる。

3 部に別表第1の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表第1の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

（昭47規則55・追加、平10規則19・一部改正）

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

（昭46規則71・昭47規則55・昭48規則64・平13規則33・平26規則1・一部改正）

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）
- (2) 公用変更令書（様式第4号）
- (3) 公用取消令書（様式第5号）

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

（平13規則33）

(物資の収用等の引渡等における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物質の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りではない。

（平13規則33・平19規則21・一部改正）

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書（様式第8号）の提出があったとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

（平13規則33・一部改正）

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書（様式第9号）
- (2) 公用取消令書（様式第10号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（様式第11号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書（様式第12号）を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りではない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳（様式第13号）に、これを登録するものとする。

る。

(平 26 規則 1・一部改正)

第 12 条 削除

(平 13 規則 33)

(従事命令に従事できない場合の届出)

第 13 条 省令第 4 条第 2 項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(平 13 規則 33・一部改正)

(実費弁償の程度)

第 14 条 政令第 5 条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第 3 のとおりとする。

(昭 46 規則 71・昭 47 規則 55・平 26 規則 1・一部改正)

(実費弁償請求書の様式)

第 15 条 省令第 5 条に規定する実費弁償請求書は、様式第 14 号による。

(立入検査証)

第 16 条 法第 10 条第 3 項において準用する第 6 条第 4 項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第 15 号による。

(昭 50 規則 59・平 19 規則 21・平 26 規則 1・一部改正)

第 17 条 削除

(平 13 規則 33)

(扶助金支給申請書の洋式等)

第 18 条 省令第 6 条第 1 項の規定による扶助金支給申請書は様式第 18 号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

3 前条第 3 項の規定は、省令第 6 条第 2 項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(平 13 規則 33・一部改正)

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第 19 条 知事は、法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を

市町村長が行うこととするときは、様式第19条により政令第17条第1項の規定による通知を行うものとする。

(平13規則33・全改、平26規則1・一部改正)

(繰替支弁)

第20条 法第29条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(平13規則33・平26規則1・一部改正)

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)
- (3) 決定報告による被害状況調(様式第24号)
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(昭47規則79・昭50規則59・平13規則33・一部改正)

第22条及び第23条 削除

(平13規則33)

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(昭43規則7・追加、昭45規則67・旧第24条繰上、昭47規則79・旧第23条繰下・一部改正、昭50規則59・平26規則1・一部改正)

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(昭45規則67・追加、昭47規則79・旧第23条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度(昭和29年4月福岡県告示第301号)

二 災害救助金の支給基礎額(昭和30年7月福岡県告示第621号)

(略)

附 則 (令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条の2関係)

3-8 香春町消防団の設置に関する条例

昭和41年8月1日
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称、区域について定めるものとする。

(設置)

第2条 香春町に消防事務を処理するため、消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 前条に規定する消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	香春町消防団
区域	香春町全域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月25日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-9 香春町消防団の組織等に関する規則

平成26年3月24日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 香春町消防団条例（昭和41年香春町条例第19号）に基づき設置した香春町消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本部分団のほか、7個分団で構成する。

(本部の位置)

第3条 消防団本部は、香春町役場に置く。

(分団の名称及び区域)

第4条 消防団の各分団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名称	区域
本部分団	町内一円
第1分団	殿町区、本町区、魚町区、山下町区
第2分団	新町区、前村区、中組区、長畑区、五徳区、昭和区
第4分団	呉区、鏡山区、岩原区、上岩原区、上高野区、下高野一区、下高野二区
第5分団	宮尾一区、宮尾二区、宮尾三区、浦松区、柿下区、中津原区、紫竹原区、鎮西区、一本松区、豊産区、平成区
第6分団	南紫竹原区、不動区、上清団地区、東紫竹原団地区、三井区、高松団地区
第7分団	採銅所六区、採銅所七区、採銅所八区、採銅所九区
第8分団	採銅所一区、採銅所二区、採銅所三区、採銅所四区、採銅所五区

(消防団員の階級)

第5条 消防団員の階級は、消防団長、副団長、分団長、副分団長部長、部長、班長及び団員とする。

(消防団の職務)

第6条 消防団の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
消防団長	消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮し、監督する。
副団長	消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき、又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。
分団長	消防団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務をつかさどる。
班長	上司の命を受け、当該班の事務をつかさどる。

階級	職務内容
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

2 消防団長、副団長ともに事故があるときは、あらかじめ消防団長の指名する者が、消防団長の職務を代理する。

(消防訓練礼式)

第22条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）によるものとする。

(消防団員の服制)

第23条 消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）によるものとする。

附 則

この規則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則（平成2年8月17日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

3-10 指定緊急避難場所、指定避難所

(令和5年3月現在)

1. 指定緊急避難場所

	施設名	所在地	電話番号 (0947-)	延床面積 (㎡)	収容人員 (人)	標高 (m)	災害種別の開設			
							洪水	土砂	地震	火災
1	香春町総合運動公園	大字高野 1390	32-8419				-	-	○	○
2	道の駅かわら	大字鏡山 1871	32-8727				-	-	○	○

2. 指定避難所

	施設名	所在地	電話番号 (0947-)	延床面積 (㎡)	収容人員 (人)	標高 (m)	災害種別の開設			
							洪水	土砂	地震	火災
1	香春町町民センター	大字高野 987-1	32-8410	3,557	1,186	39.0	△	○	○	○
2	フレッシュワークかわら	大字高野 987-1	48-2005	1,154	385	38.9	△	○	○	○
3	香春町体育センター	大字高野 987-1	32-2162	1,595	532	40.0	△	○	○	○
4	旧香春小学校	大字香春 751	32-2045	3,044	1,015	37.6	△	○	○	○
5	旧香春小学校 体育館	大字香春 751	-	545	182		-	○	○	○
6	旧勾金小学校	大字高野 758	32-2038	3,492	1,164		○	○	○	○
7	旧勾金小学校 体育館	大字高野 758	-	601	200		○	○	○	○
8	旧中津原小学校	大字中津原 812	32-2258	3,466	1,155		○	○	○	○
9	旧中津原小学校 体育館	大字中津原 812	-	705	235		○	○	○	○
10	旧採銅所小学校	大字採銅所 6095	32-2313	2,890	963		○	○	○	○
11	旧採銅所小学校 体育館	大字採銅所 6095	-	406	135		○	○	○	○
12	旧香春中学校	大字香春 152	32-2100	3,807	1,269	45.2	△	○	○	○
13	旧香春中学校 体育館	大字香春 152	-	840	280	45.2	-	○	○	○
14	香春思永館・体育館	大字高野 1431	32-5000	10,796	1,800		○	○	○	○
15	田川高校	大字中津原 2055-1	44-1131	9,963	3,321		○	○	○	○
16	田川高校 体育館	大字中津原 2055-1	-	1,507	502		○	○	○	○
17	香春町中央集会所	大字中津原 1253-6	32-7001	368	123		○	○	○	○

注) △印は、災害の危険性を判断し、状況により開設する。
一人当たりの床面積(3人/㎡)により算定

3. 一時避難所

	施設名	所在地	電話番号 (0947-)	延床面積 (㎡)	収容人員 (人)	標高 (m)	災害種別の開設			
							洪水	土砂	地震	火災
1	香春町総合運動公園	大字高野 1390	32-8419				-	-	○	○
2	道の駅かわら	大字鏡山 1871	32-8727				-	-	○	○

4. 福祉避難所

	施設名	所在地	電話番号 (0947-)	延床面積 (㎡)	収容人員 (人)	標高 (m)	災害種別の開設			
							洪水	土砂	地震	火災
1	香春町中央隣保館	大字高野 1393	32-5875				-	-	○	○
2	香泉荘	大字高野 727	32-4616				-	-	○	○

3-11 要配慮者利用施設一覧

(令和5年3月現在)

	区分	施設名	住所（香春町）	電話番号 (0947-)	洪水 浸水	土砂災害
医療関係施設						
1	診療所	江本医院	香春 270	32-2106	○	○土石 Y
幼保関係施設						
1	保育園	採銅所保育所	採銅所 5937	32-3556	○	○土石 Y
2	保育園	香春保育所	香春 744	32-2458	○	—
福祉関係施設						
1	居宅介護支援	ケアプランセンター未来	採銅所 3502	32-5618	—	○土石 Y
2	住宅型有料 老人ホーム	ピュアライフ あんのん	柿下 1012-1	85-8869	○	—
3	通所介護	デイサービスセンターかわら	柿下 1302-1	32-8882	—	○土石 Y
4	通所介護	香泉荘 通所介護事業所	高野 727	32-4616	—	○土石 Y
5	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 香春	香春 776-2	32-7700	○	—
6	訪問介護	ヘルパーステーション かわら	柿下 1302-1	32-6680	—	○土石 Y
7	訪問介護	ヘルパーハンド ほほ笑	香春 170-3	49-6767	○	—
8	訪問介護	訪問看護ステーション はれるや	高野 1213-1	85-9071	○	—
9	開設不明	ケアホーム リーフ	香春 1276-1	32-2111	○	—

○印：洪水浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に該当する施設

Y：土砂災害警戒区域（イエロー）

3-12 医療・火葬場等

1 災害拠点病院

(令和5年3月現在)

番号	名称	所在地	連絡先	備考
1	田川市立病院	田川市大字糺 1700-2	0947-44-2100	感染症病床数 8
2	飯塚病院	飯塚市芳雄町 3-83	0948-22-3800	救命救急センター

2 近隣火葬場

(令和5年4月現在)

名称	所在地	処理能力	
		体/日	火葬炉数
田川地区斎場組合	田川市大字伊加利 2191-14		6

3 遺体安置所

(令和5年4月現在)

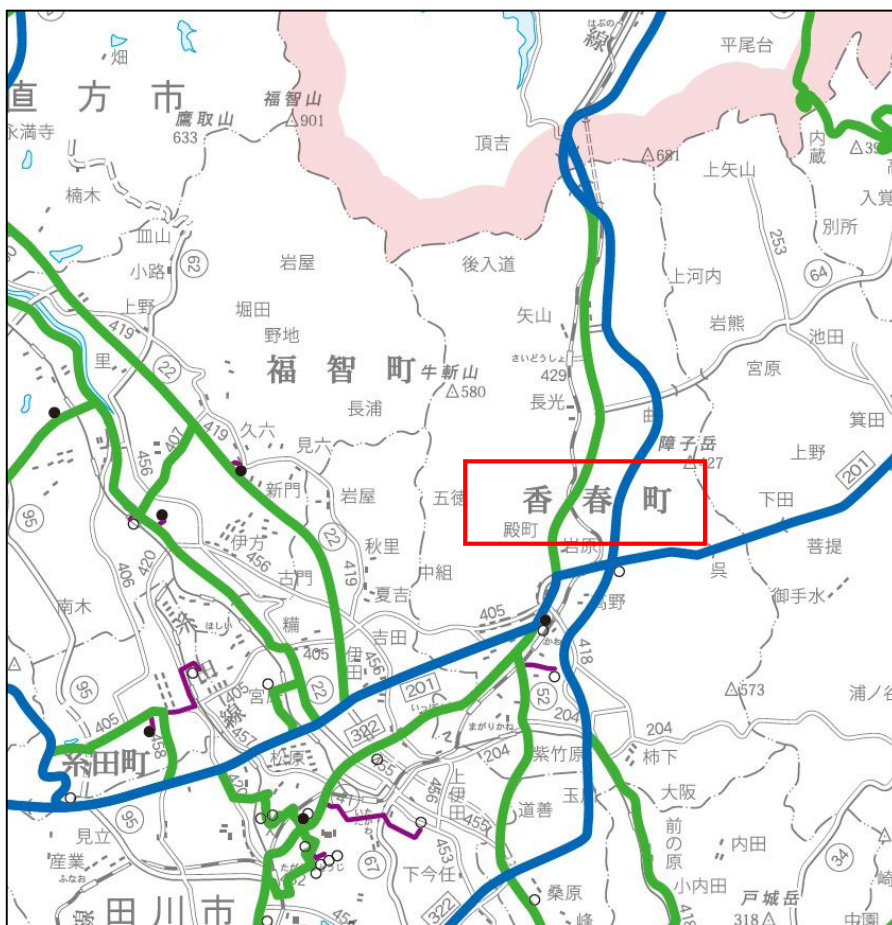
番号	名称	所在地	連絡先	対象地区
1				
2				
3				
4				
5				

3-13 緊急輸送道路

1 緊急交通路指定予定路線

(令和5年4月現在)

番号	路線名称	ネットワーク	備考
201	国道201号	1次	行橋市-田川市・飯塚市
322	国道322号	1次	北九州市-田川市・嘉麻市
52	八女香春線	2次	大分県・添田町-香春町
418	英彦山香春線	2次	赤村-香春町
	町道	3次	町拠点施設(総合運動公園等まで)



凡 例		
1次ネットワーク	高速道路 有料道路等	— (Orange line)
	自動車専用道路	— (Blue line)
2次ネットワーク	一般道	— (Light Blue line)
	自動車専用道路	— (Green line)
3次ネットワーク	一般道	— (Purple line)

第4部 災害復旧・災害復興

4-1 香春町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年12月26日

条例第52号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、並びに自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資するものとする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができる者の生計を主として維持している場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(災害障がい見舞金の支給)

第9条 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該町民（以下「障がい者」とい

う。)に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

(災害障がい見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である被害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ及びウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし据置経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還、月賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、法第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月25日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年4月1日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和59年7月13日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月25日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月16日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和62年7月20日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月19日条例第5号)
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日条例第8号)
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

4-2 香春町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和51年4月1日
規則第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年香春町条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障がい見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は病疾にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 同一県内の他市町村での負傷を理由とする借入れの申込みにあつては、負傷地の官公署の発行する被災証明書
- (3) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (4) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世

帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書

(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに資金の

貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年6月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月19日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月27日規則第16号)

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則(令和4年7月4日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第14条関係)

様式第11号 (第14条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第13号 (第15条関係)

様式第14号 (第15条関係)

様式第15号 (第15条関係)

様式第16号 (第17条関係)

4-3 香春町住民災害罹災者に対する見舞金支給条例

昭和50年12月26日
規程第26号

(目的)

第1条 この条例は、香春町住民が災害により罹災したことに對して支給する見舞金について必要な事項を定め、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給の要件)

第2条 住民が火災、震災及び風水害等により罹災した場合には、次に定めるところにより見舞金を支給する。

(罹災の種類及び金額)

第3条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全焼、全壊又は流失した世帯及び事務所、店舗並びに倉庫、納屋(ただし、課税対象物件に限る。) 1世帯当り30,000円

(2) 半焼又は半壊した世帯及び事務所、店舗並びに倉庫、納屋(ただし、課税対象物件に限る。) 1世帯当り15,000円

第4条 前条の見舞金等は、被災世帯主に支給する。ただし、被災世帯は、原則として本町の住民基本台帳に記録されている者の世帯とする。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年12月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月20日条例第12号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

調整ページ

資料編 【様式】

様式－1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

香春町長

印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式－2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

香春町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害
応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

様式－3 福岡県被害状況報告（様式1～4号）

1. 様式第1号（災害概況即報）

〔災害概況即報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 _____（第 報）

（市町村→地方本部→県本部）

災害の概要	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						日時	地区名	避難先	人員	指示・自主の別

2. 様式第2号の1～12（被害状況即報）

様式第2号の1

〔即報〕
〔確定〕

市町村名		報告者名						
地方本部名		報告者名		報告日時		(市町村→地方本部 →県本部)		
				月 日 時 分現在				
市町村名				被 害		被 害		
区 分				被 害		被 害		
人的被害	死 者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
住家被害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一 部 破 損		棟					
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟						
		世帯						
		人						
非住家		公共建物	棟					
		その他	棟					
その他	田畑		流出・埋没	ha				
			冠 水	ha				
			流出・埋没	ha				
			冠 水	ha				
	文 教 施 設		個所					
	医 療 機 器		個所					
	道 路		個所					
	橋 り よ う		個所					
	河 川		個所					
	港 湾		個所					
	砂 防		個所					
	清 掃 施 設		個所					
	崖 く ず れ		個所					
	鉄 道 不 通		個所					
	被 害 船 舶		隻					
	航 空 機 被 害		機					
	水 道		戸					
	電 気		回線					
	ガ ス		戸					
	ブ ロ ッ ク 塀 等		個所					

市 町 村 名						
区 分			被 害	被 害	被 害	被 害
り 災 世 帯 数	世帯					
り 災 者 数	人					
火災発生	建 物	件				
	危 険 物	件				
	そ の 他	件				
公 共 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
そ の 他	農 産 被 害	千円				
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円				
災害対策本部	設 置		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	解 散		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
被 害 救 助 法 適 用			月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
消防職員出動延人数	人					
消防団員出動延人数	人					

様式第2号の2

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市町村

〇〇福祉事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

様式第2号の3

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)

〇 〇 市 町 村

(保健福祉部長へ)

〇 〇 保健福祉環境事務所

即 報 月 日			月 日			即報時間			時		即報回数		第 回	
被害地等	災害発生日時	傷病者数	内 訳						傷病者収容状況		救護の状況	備考		
			外 傷 者			罹 病 者			収容カ所数	収容人員				
			死者	重傷	軽傷	重症	軽症	伝染病						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		
		人	人	人	人	人	人	人	カ所	人				

様式第2号の4

(商工事務所長へ)

(商工部長へ)

○ ○ 市 町 村
 ○ ○ 商工事務所

業種	項目 被害 区分	被災 事業所数	被災 従業員数	被災総額			備考
				土地	建物	商品・原材料 機械設備 仕掛品等	
				(千円)		(千円)	
商 業	A						
	B						
	C						
	D						
	計	(うち)	(うち)	(うち)			
工 業	A						
	B						
	C						
	D						
	計	(うち)	(うち)	(うち)			
そ の 他	A						
	B						
	C						
	D						
	計	(うち)	(うち)	(うち)			
合計		(うち)	(うち)	(うち)			

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 " の製造業
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)

〇〇 市町村

(農政部長へ)

〇〇農林事務所長

作物等名		被害推定 面積等	被害推定 金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農 作 物	水稲	ha	万円		
	麦				
	野菜				
	果樹				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家畜	頭、羽				
畜産施設	件				
温室等栽培施設	件				
共同利用施設（農協等）	件				
農地・農業用施設	個所				
その他					
合計					

様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況 { 即報 } 報告
 詳細報
 確定

(農林事務所長へ)
 (水産林務部長へ)

〇 〇 市 町 村
 〇 〇 農林事務所

区分 市町村	崩壊地						地すべり地						備考
	山腹			溪流			山腹			溪流			
	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha	金額 千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。
 なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況 { 即報
} 詳報
} 確定

報告

(農林事務所長へ)

○ ○ 市町村

(水産林務部長へ)

○ ○ 農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、村、大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

様式第2号の8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況 } (即報
) 詳報 報告
) 確定

(農林事務所長へ)
 (水産林務部長へ)

市町村
 農林事務所

区分 市町村	路線名	道 路			橋 梁				計		備考
		箇所 番号	延 長	金 額	箇所 番号	延 長	金 額	箇所 数	延 長	金 額	
			m	千円		m	千円		m	千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

(即報)
 (詳報) 報告
 (確定)

令和	年	月	日
	時	分	
<input type="checkbox"/>	〇〇〇市町村合計		
<input type="checkbox"/>	〇〇〇漁協		

- 水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ
 水産林務部長へ(水産振興課経由)

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位：千円)

被害程度＝		減失	大破	中破	小破	計	備考
共同利用施設	事業主体名					—	
	施設名					—	
	数量					—	
	単位					—	
	被害額					—	
非共同利用施設	被害程度					—	
	施設名					—	
	経営隣体数					—	
	数量					—	
施設名 地方公共団体	単位					—	
	被害額					—	
	被害程度					—	
	事業主体名					—	
	施設名					—	
漁船	数量					—	
	単位					—	
	被害額					—	
	被害程度					—	
	登録番号					—	
	トシ数					—	
漁具	動力の有無					—	
	経営体数					—	
	被害額					—	
	保険の加入					—	
養殖施設	種類					—	
	経営体数					—	
	数量					—	
	単位					—	
	被害額					—	
	保険の加入					—	
	養殖物の種類					—	
漁場	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	数量					—	
	単位					—	
	被害額					—	
	保険の加入					—	
	場所					—	
	漁業権の免許番号					—	
	事業主体名					—	
	堆積泥土の種類					—	
被害規模	面積	数量				—	
		単位				—	
	被害額					—	
備考	平均堆積高等					—	
	被害額の算出基礎					—	

2 水産物等被害

養殖施設	養殖物の種類				計	備考
	養殖方法				—	
	経営体数					
	数量					
	単位				—	
	単価				—	
その他の水産物	被害額					
	種類				—	
	経営体数					
	数量					
	単位				—	
	単価				—	
協同組合 在庫数	被害額					
			生産資材	その他	—	
	種類				—	
	件数					
	数量					
	単位				—	
単価				—		
被害額						

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。

海技センター：
FAX：092-806-5223
水産振興課：
092-643-3558
有明海研：
0944-72-6170
豊前海研：
0979-82-5599

2 提出先：筑前海区＝水産海洋センター、内水面漁業＝水産振興課、有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所

3 「被害程度」の目安：減失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、中破＝30～70%、小破＝30%未満

様式第2号の12

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

即報	報告
詳報	
確定	

(水産林務部長へ)

〇 〇 市 町 村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。

(被害金額単位：千円)

3. 様式第2号の13 (土木被害状況即報)

〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被害報告表										報告者 第 号 令和 年 月 日	受理者 調査率 % 時現在				
災害発生年月	月 日 ~ 月 日		災害名		市町村名		発令月日		月 日						
災害救助法発令等	市町村名		発令月日		市町村名		発令月日		月 日						
市町村名															
連続雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時							
日雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時							
時間雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時							
時間最大風速	m/秒	日 時 分	m/秒	日 時 分	m/秒	日 時 分	m/秒	日 時 分							
平均風速		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分		日 時 分 ~ 時 分							
工種	県 工 事				市 町 村 工 事				計						
	箇所	金額		箇所	金額		箇所	金額							
河川		千円			千円			千円							
海岸															
砂防設備															
地すべり防止施設															
急傾斜地崩壊防止施設															
道路															
橋梁															
港湾															
下水道															
計															
主な公共土木施設の被害															
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置		被災延長	被害額	被害内容 (破堤、溢水等)						
		級	水系		郡	町 大字	m	千円							
		級	水系		郡	町 大字	m								
		級	水系		郡	町 大字	m								
道路	事業主体	区分	路線名	被災位置	被災延長	被害額									
		道	線	郡 町 大字	m	千円									
		道	線	郡 町 大字	m										
道路交通止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事見込額	バス路線の有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
一般被害(人的被害)					(建物被害)										
区 分		場 所			原 因		区 分		主 な 場 所			原 因 (破堤、溢水、内水)			
死 者	名						全 壊	戸							
行方不明者	名						半 壊	戸							
	名						流 失	戸							
	名						床 上 浸 水	戸							
	名						床 下 浸 水	戸							

4. 様式第2号の14～16（被害状況即報）

様式第2号の14

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿 令和 年 月 日 市区町村長名 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※		
1. 災害市区町村名								
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他			3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物の 損害見積額 (千円)
	5. 建築物の 数, 床面積の 合計	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (m ²)	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (m ²)	建築物 の数 (戸数)	床面積の 合計(m ²)	
	6. 構造別							
住居	木造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鉱工業	木造							
	その他							
商業 サービス 業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

〇〇〇市 町 村

〇〇〇県土整備事務所

流域下水道事務所

令和 年 月 日現在

種別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
街路		千円		千円		千円
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被害額	復旧の対応状況
街路				千円	
都市公園					
下水道					
公営住宅					

様式第3号の1

様式第3号の1

〇〇〇〇災害による衛生被害状況〔詳報〕報告
 〇〇保健福祉環境事務所
 〇〇政令市

〇〇保健福祉環境事務所
 〇〇政令市

(保健福祉部長へ)

防疫日報

約束番号	区	分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			
																			赤痢患者発生者数	前年同期赤痢患者数	数(応援を除く)
月																					
日																					
月																					
日																					
月																					
日																					
月																					
日																					

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況

}
{
 詳報
 確定

報告

(商工事務所長へ)
(商工部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇商工事務所

業種	項目	被災事業所数	被災従業員数	被災総額					備考
	被害区分			土地	建物	機械設備	商品・原材料仕掛品等		
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
商業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
その他	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
合計	(うち)	(うち)	(うち)						

- (注)
- 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入すること。
 - A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 - 事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 - 事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 - ①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 - D…A～Cに該当しない被害。
 - 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 " の製造業
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

様式第3号の4

様式第3号の5

様式第3号の6

様式第3号の7

様式第3号の8

様式第3号の9

様式第3号の10

様式第3号の11

様式第3号の12

様式第3号の13

様式第3号の14

様式第3号の15

様式第3号の16

別途 各様式(エクセルデータ)を参照

様式第3号の17

〇〇〇〇災害による建築物被害状況 (即報
詳報
確定) 報告

(県土整備事務所経由)

知事殿						受付年月日番号		
令和 年 月 日						※		
市区町村長名 印								
建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。								
1. 被災地区市町村名								
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他			3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		
	5. 建築物の数, 床面積の合計	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (m ²)	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (m ²)	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (m ²)	8. 建築物の損害見積額 (千円)
6. 構造別								
住居	木造	-----戸		-----戸		-----戸		
	その他	-----戸		-----戸		-----戸		
	計	-----戸		-----戸		-----戸		
鉱工業	木造							
	その他							
商業サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第4号

様式第4号

〇〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区分	被害額 (千円)											計	
	被	総											
	総務部	企画振興部	保健福祉部	環境部	生活労働部	商工部	農政部	水産林務部	土木部	建築都市部	企業局	教育庁	警察本部
公共施設													
農林水産業施設													
公共土木施設													
その他の公共施設													
小計													
その他	農産被害												
	林産被害												
	畜産被害												
	水産被害												
	商工被害												
林地													
県営林													
その他													
被害総額													

様式－４ 被害発生状況連絡票

被害発生状況連絡票				
受付 日時	月 時	日 分	被災者 または 通報者	住所 氏名 電話 ()
被害 発生 場所				
被害 状況				
記録者	氏名	班	送付先 送付 日時	月 日 時 分 班
関係班 処置記録				
本部 解散後 の対応				

様式－５ 人的被害報告

人 的 被 害 報 告					
発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分		
発信機関	班	発信者			
受信機関	班	受信者			
情報源	住民 消防団 行政区	確認済	(確認機関名)		
	その他 ()	未			
発生	日 時	月 日	時 分		
	場 所	-----			
	原 因	-----			
状 況 ・被害者の住所氏名 ・年令等					
対応措置					
死 者	行方不明者	負 傷 者			
人	人	重 傷	人	計	人
		軽 傷	人		
この情報は	第 号 } その他 ()	で記者発表 済		未発表	

様式－6 住家被害報告

住 家 被 害 報 告				
発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分	
発信機関	班	発信者		
受信機関	班	受信者		
情報源	住民 消防団 行政区	確認	済（確認機関名）	
	その他（ ）	未		
発生	日 時	月 日	時 分	
	場 所	-----		
	原 因	-----		
状 況 ・住居者名 ・避難状況				
全壊	半壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
棟	棟	棟	棟	棟
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
人	人	人	人	人
この情報は	第 号 } その他 () } で記者発表 済	未発表		

様式－7 その他の被害報告

その他		道路・橋梁・河川・砂防・がけ崩れ・ 非住家・田畑・文教施設・病院・水道・ 電気・電話・その他（ ）				} の被害報告
発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分			
発信機関	班		発 信 者			
受信機関	班		受 信 者			
情 報 源	住民	消防団	行政区	確	済（確認機関名）	
	その他（ ）			認	未	
発 生	日 時	月	日	時	分	
	場 所					
	原 因					
状 況						
<ul style="list-style-type: none"> ・路線、河川名等 ・被災延長、崩土量等 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込 						
対 応 措 置						
この情報は	第	号	}	で記者発表	済	未発表
	その他	()	

様式－8 災害箇所一覧表

災害箇所一覧表

No. _____

番号	通報時刻	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	

様式－9 火災・災害等即報要領様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※爆発除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人				
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや棟 }	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災	2 爆発	3 漏えい	4 その他 ()	
発生場所					
事業所名	特別防災区域		〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃焼ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()			物質名	
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人 (人)	
			重傷	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消防防災活動状 況及び救急・救 助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

	報告日時	年 月 日 時 分							
	都道府県								
	市町村 (消防本部名)								
消防庁受信者氏名	報告者名								
事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故							
発生場所	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態							
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法							
事故の概要									
死傷者等	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 <table border="0"> <tr> <td rowspan="3">}</td> <td>重症</td> <td>人()</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人()</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人()</td> </tr> </table>	}	重症	人()	中等症	人()	軽症	人()
}	重症	人()							
	中等症	人()							
	軽症	人()							
救助活動の要否									
要救護者数(見込)		救助人員							
救急・救助活動の状況									
災害対策本部等の設置状況									
その他参考事項									

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対応事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等		人(人)
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
救急・救助活動の状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者 人	不 明 人	住 家	全 焼 棟	一 部 破 損 棟	
		負 傷 者 人	計 人		半 壊 棟	床 上 浸 水 棟	
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都 道 府 県)	(市 町 村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

〔災害概況即報〕

1/2

都道府県			区分		被害		
災害名 報告番号	災害名 第 報		田	流失・埋没	ha		
	(月 日 時現在)			冠水	ha		
報告者名			畑	流失・埋没	ha		
				冠水	ha		
			文教施設		箇所		
			病院		箇所		
区分			被害		道路	箇所	
人的被害	死者		人		橋りょう	箇所	
	行方不明者		人		河川	箇所	
	負傷者	重傷	人		港湾	箇所	
		軽症	人		砂防	箇所	
住家被害	全壊		棟		その他	清掃施設	箇所
			世帯			崖くずれ	箇所
			人			鉄道不通	箇所
	半壊		棟			被害船舶	隻
			世帯			水道	戸
			人			電話	回線
	一部破損		棟			電気	戸
			世帯			ガス	戸
			人			ブロック塀等	箇所
	床上浸水		棟				
			世帯				
			人				
床下浸水		棟		り災世帯数	世帯		
		世帯		り災者数	人		
		人		火災発生			
非住家	公共建物		棟		建物	件	
	その他		棟		危険物	件	
					その他	件	

第4号様式 (その2)

2/2

区 分		被 害		災害対策本部の設置状況	都道府県	市町村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
その他の公共施設	農業被害	千円		消防職員出動延人数	人	
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額	千円					
備 考	被害発生場所 被害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出勤状況 ・ 災害ボランティアの活動状況					

※1 被害額は省略することができるものとする。

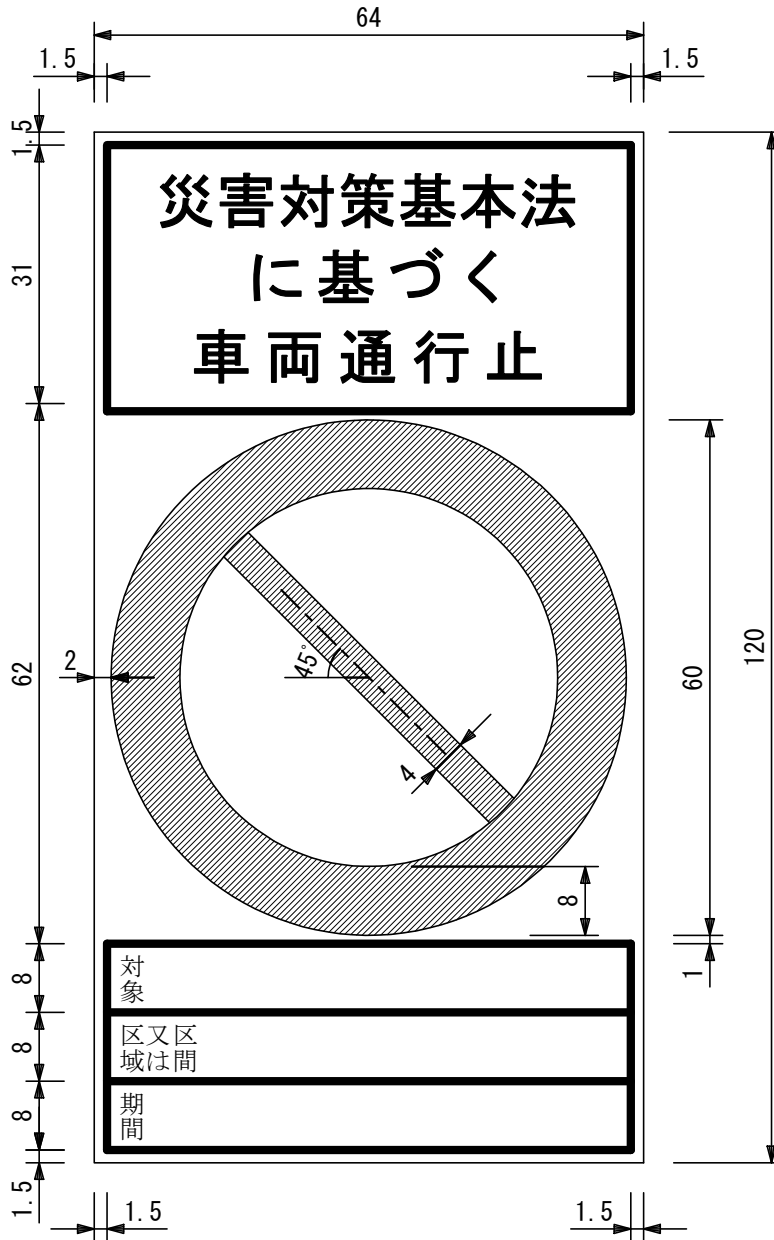
※2 119番通報の件数は、10件単位で(例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数))と記入すること。

2. 緊急通行車両確認申請書

災害応急対策用			
緊急通行車両確認申請書			
年 月 日			
福岡県知事 殿			
申請者 住所 電話 氏名 印			
番号標に表示されている番号 (車両がパー)			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
出発地		目的地	
備考			
<p>(注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部消防防災課又は農林事務所へ提出して下さい。</p> <p>※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類一県との協定書の写し等</p>			

3. 緊急車両以外の車両通行止め標示

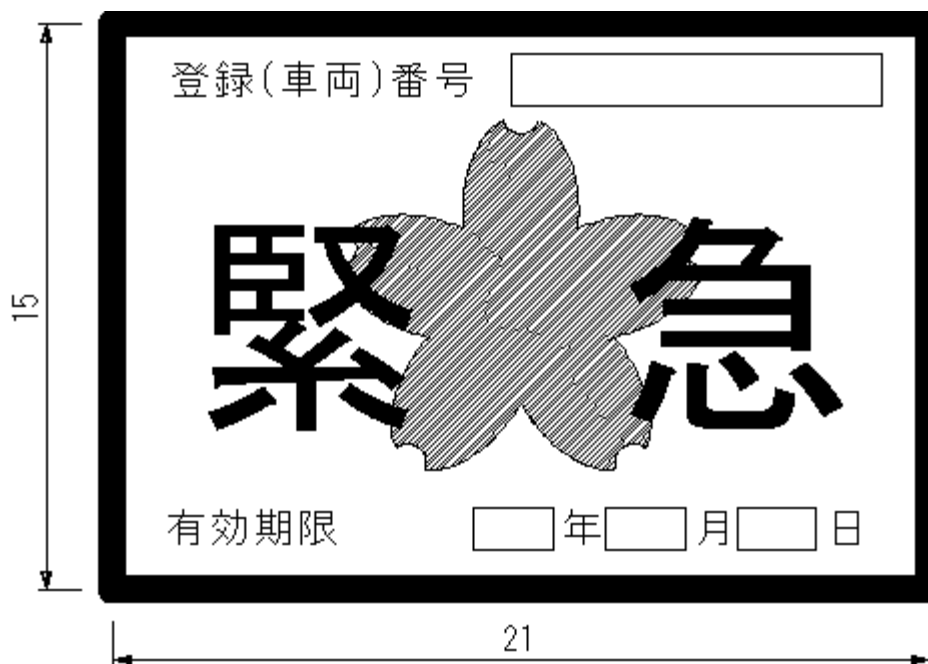
別記様式第2（災害対策基本法施行規則第5条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

4. 緊急車両通行標章

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5. 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		印	
知 事		印	
公安委員会			
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする

様式－11 り災届出兼証明願

り災届出兼証明願							
香春町長殿					年	月	日
次のとおり、り災したことを証明願います。							
申請者	住所						
	氏名 (事業所名・代表者)	印				TEL	()
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無		
		世帯主	男・女		無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
り災場所							
り災日時	年 月 日 (時頃)						
り災原因	暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発 () その他 ()						
り災の状況							
使用目的							

<り災証明について>

- ・ り災証明は災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
 - ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
 - ※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
 - ※ 表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・ この届出兼証明願により災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定します。

様式－12 り災証明書

第 号					
り災証明書					
申請者	住所				
	氏名 (事業所名・代表者)	⑩			TEL ()
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
り災場所					
り災日時	年 月 日 (時頃)				
り災原因	暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発 () その他 ()				
り災 の 程 度	住宅(戸建・アパート・借家)※併用住宅を含む 全壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水				
	非住宅 () 全壊 ・ 半壊				
上記のとおり相違ないことを証明します。					
年 月 日					
香春町長					印

<り災証明について>

- この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
- ※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
- ※ 表面に現れない被害(地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

■ 災害時連絡先

(令和5年4月現在)

名 称	T E L	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
香春町役場	0947-32-2511 FAX 32-4815	78-601-70	78-601-75	香春町大字高野 994
香春町消防団	0947-32-2511			香春町大字高野 994
福 岡 県				
【防災危機管理局】	092-641-4734 FAX 643-3117		1-78-700-7390 ~7394、7899	福岡市博多区東公園 7-7
防災企画課	092-643-3112	78-700-7021		〃
課長	092-643-3106	78-700-7020		〃
防災企画係	092-643-3112	78-700-7021		〃
防災情報係	092-643-3114	78-700-7024		〃
原子力安全対策係	092-643-3115	78-700-2487		〃
国民保護係	092-643-3123	78-700-2489		〃
消防防災指導課				〃
消防係	092-643-3111	78-700-7025		〃
防災指導係	092-643-3113	78-700-7023		〃
災害対策本部室		78-700-7500 ~7504		〃
統制室	092-643-3116	78-700-7026		〃
宿直室		78-700-7027		〃
通信機械室		78-700-7028		〃
総合政策課	092-643-3156	78-700-7032		〃
社会活動推進課	092-643-3379	78-700-7092		〃
保健医療介護総務課	092-643-3238	78-700-7042		〃
環境政策課	092-643-3354	78-700-7052		〃
商工政策課	092-643-3413	78-700-7062		〃
農林水産政策課	092-643-3468	78-700-7072		〃
福祉総務課	092-643-3244	78-700-7082		〃
県土整備総務課	092-643-3636	78-700-7102		〃
河川管理課	092-643-3666	78-700-7103	1-78-700-7396	〃
建築都市総務課	092-643-3704	78-700-7112		〃
会計課	092-643-3772	78-700-7122		〃
教育庁総務企画課	092-643-3857	78-700-7132		〃
企業局管理課	092-643-3785	78-700-7142		〃
田川県土整備事務所 河川砂防課	0947-42-9114	78-819-220 ~224		田川市大字伊田 4543-1
田川保健福祉事務所 保健衛生課	0947-42-9379	78-819-382 ~380		田川市大字伊田 3292-2
飯塚農林事務所	0948-21-4951	78-820-701	1-78-801-760	飯塚市新立岩 8-1
福岡県町村会	092-651-1121			
警 察				
県警察本部 警備課	092-641-4141	78-700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
田川警察署	0947-42-0110			田川市平松町 3-36

名 称	T E L	防災行政無線	(防災無線)FAX	住 所
指定地方行政機関				
国土交通省 遠賀川河川事務所	0949-22-1830			直方市溝堀 1 丁目 1-1
陸上自衛隊 第 3 高射特科群 (第 313 高射中隊)	0948-22-7651			飯塚市大字津島 282
福岡管区气象台	090-725-3601	78-981-70	78-981-75	福岡市中央区大濠 1-2-36
九州農政局 北九州地域センター	093-571-3623			北九州市小倉北区田町 2-31
九州森林管理局 福岡森林管理署	092-843-2100			福岡市早良区百道 1-16-29
指定公共機関				
香春郵便局	0947-32-2042			香春町高野 999-3
西日本電信電話(株)	092-714-8500			福岡市博多区博多駅東 2-3-1
九州電力(株)田川営業所	0120-986-105			田川市奈良 1639-5
九州旅客鉄道(株)	093-583-5328			北九州市小倉北区室町 3-2-57
平成筑豊鉄道(株)	0947-22-1000			田川郡金田町大字金田 1145-2
その他防災上重要な機関				
田川地区消防本部 指令課通信指令	0947-44-0650	78-669-70	78-669-75	田川市川宮 1570
香春町分遣所	0947-32-2546	-	-	香春町大字高野 1211-4
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	78-980-0	-	福岡市南区大楠 3-1-1
日本放送協会福岡放送局	092-724-2800	78-982-70		福岡市中央区六本松 1-1-10
日本銀行福岡支店	092-725-5511			福岡市中央区天神 4-2-1
西部ガス(株)福岡支店	092-572-2711			福岡市南区横手 1-7-1
香春町商工会	0947-32-2070			香春町大字香春 751
田川農業協同組合 香春支所	0947-44-4030 0947-32-3887			田川市大字伊田 3550 香春町大字高野 978-2
香春町社会福祉協議会	0947-32-4616			香春町大字高野 727
一社) 田川医師会	0947-44-1647			田川市大字伊田 2735-23
一社) 田川歯科医師会	0947-42-3095			田川市大字伊田 2713-44
一社) 田川薬剤師会	0947-42-8883			田川郡川崎町池尻 607-1
福岡県病院薬剤師会	093-603-1611 (内 3043)			北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1 産業医科大学病院薬剤部内
福岡県 介護保険広域連合	092-643-7055		092-641-2432	福岡市博多区千代 4 丁目 1-27 福岡自治会館 3F
田川郡東部じん芥処 理センター	0947-82-2790			田川郡添田町中元寺 815

香春町地域防災計画

令和5（2023）年3月改訂

編集 香春町 総務課

〒822-1492 福岡県田川郡香春町大字高野 994
